



延長給付（「特別な事情」による支給期間の延長）について

育児休業手当金の支給期間は、原則育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの期間です。ただし、その子が1歳（パパ・ママ育休プラス制度により延長されている場合は1歳2か月）に達する日の翌日における状況が下記の「特別な事情」に該当する場合は、その子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されます。さらに、その子が1歳6か月に達する日の翌日における状況が下記の「特別な事情」に該当する場合は、その子が2歳に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されます。

なお、1歳以後の請求は、月ごとに必要となります。「育児休業手当金請求書（1歳超分）」に保育に関する状況に応じた下記書類を添付し、所属所を通じて提出してください。



「特別な事情」

- 1 育児休業に係る子について、その子が1歳に達するまでに、少なくとも1歳に達する日の翌日を保育所入所希望日として、市区町村に保育の申込みを行っているが、1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について、その実施が行われなるとき。

添付書類

- ・「市区町村長が発行した保育所入所保留通知書」（原本）
（注）自治体で定められている保育所の申込期日にご注意ください。
- ・育児休業承認辞令の写し

- 2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている組合員の配偶者が、その子が1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について、次のいずれかに該当したとき。

（1）死亡したとき

添付書類

- ・世帯全員について記載された住民票の写し
- ・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
- ・育児休業承認辞令の写し

- （2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

添付書類

- ・養育を予定していた当該配偶者の状態についての医師の診断書等
- ・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
- ・育児休業承認辞令の写し

- （3）婚姻の解消その他の事情により当該配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。

添付書類

- ・世帯全員について記載された住民票の写し
- ・母子健康手帳の写し（保護者氏名が記載されているページ）
- ・育児休業承認辞令の写し

- （4）当該配偶者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（保護者氏名、出産予定日及び出生の年月日が記載されているページ）又は、医師が交付する当該事実についての診断書 等
- ・育児休業承認辞令の写し

次の場合は「特別な事情」に該当しないため請求できません。

- ・ 保育所の入所申込の際の入所希望日が1歳の誕生日の翌日以降となっている。
- ・ 市区町等に保育所への入所の可否を問い合わせただけで、実際に保育所の入所申込みを行っていない。
- ・ 市区町等への保育所の入所申込の手続きが、1歳に達する日までに行われていない。
- ・ 保育所入所の内定を受けたにもかかわらず、辞退している。

育児休業手当金の給付制度を適切に利用していただくために、制度趣旨とは異なる請求があった場合には、支給できません。



例えば、育児休業手当金の延長給付を目的として、保育所への入所の意思がないにも関わらず入所を申し込み、その保育所に入れなかったことを理由として育児休業手当金の延長給付を請求することは、制度趣旨に合致しているとは言えず、育児休業手当金の延長給付の要件を満たさないこととなります。

なお、調査等により趣旨に合致しない給付が判明した場合は、返納していただきますのでご注意ください。

医師の指示により治療用装具(コルセット、子どもの弱視治療眼鏡等)を作成した場合、費用を請求できます

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。

$$\text{給付額}^{(*)} = \text{作成に要した費用} \times 0.7^{(**)}$$

※装具によっては、給付額に上限があります。

※義務教育就学前は給付率0.8です。
70歳以上は別途定められています。

請求方法 「療養費・家族療養費請求書」に以下の書類を添付して所属所に提出してください。

なお、請求書の様式については、所属所にお問い合わせいただくか、兵庫支部ホームページよりダウンロードしてください。



兵庫支部トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→短期給付に関する様式(給付担当)

事由	添付書類
医師が治療上必要と認めた装具を購入したとき	・ 医師の意見書及び装着証明書の原本 ・ 領収書の原本 (・明細書が別にある場合は明細書の原本) ・ 靴型装具の場合のみ当該装具の写真
9歳未満の小児が、小児弱視や斜視等の治療用として用いる眼鏡、コンタクトレンズを購入したとき	・ 医師の作成指示書の原本 ・ 領収書の原本 (・明細書が別にある場合は明細書の原本) ※再度購入する場合、5歳未満の場合は前回の購入日から1年経過後、5歳以上の場合は2年経過後に購入したものが給付対象になります。

被扶養配偶者ががん検診助成の申請はもうお済みですか？

被扶養配偶者の方を対象に、がん検診の助成を行っています。期日が近いので申請忘れにご注意ください。詳細については、兵庫支部HP「被扶養配偶者ががん検診助成（令和4年度）」のページをご確認ください。

対象者	40歳以上の被扶養配偶者 (昭和58年4月1日以前に生まれた方)
助成限度額	1人あたり年度内4,000円まで (限度額に達するまでは複数回申請可)
対象となる 健診の内容	(1) 市町が行うがん検診 (2) 病院・診療所で受診するがん検診 または人間ドック (3) 郵送等により自宅で行うがん検診
請求締切日	令和5年3月22日(水) 必着 期日厳守でお願いします。

今年度中に受けたがん検診や
人間ドックの領収書があれば、
申請できるかもしれません。
ぜひ一度ご確認ください！

CHECK!



兵庫支部トップページ

- ➔ 厚生サービスを利用する
- ➔ 健康管理を考えると
- ➔ 被扶養配偶者ががん検診助成（令和4年度）



公立共済の「貸付け」を活用してみませんか？

公立共済では、便利な貸付事業を行っていることをご存じですか？
下記の3つの貸付は、この時期に多く申請をいただいております。



どんな貸付けが
あるケロ？

一般貸付け	組合員が臨時に資金を必要とする際に利用できます。(生活費等は除く。)
教育貸付け	教育に関する資金(入学金・学費・下宿代など)を必要とする際に利用できます。
住宅貸付け	組合員が住むための住宅に関する資金を必要とする際に利用できます。

貸付をお申し込みいただく際には、貸付申込書、給料明細書のほかに添付書類が必要となります。どのような書類が必要となるか、またどのような場合が貸付対象になるかなど、ご不明な点がありましたら管理・福祉班までご連絡ください。原則として、貸付は毎月20日締め切り翌月20日送金となっています。



申し込みなど、貸付金額や回数をもとに償還金額を計算したい場合は、右のQRコードから貸付のシミュレーションが可能ですので、ご利用ください。(共済組合本部のHPにつながります。)

貸付けの Point

- ・100万円未満の一般貸付けなら給料明細以外の添付書類は不要！
- ・給料からの天引きのため返済がらくらく！

よくあるご質問

Q 非常勤職員ですが、一般貸付けや教育貸付けを申し込むことはできますか。

A 臨時的任用職員や非常勤職員等、任期の定めのある職員の方は、「特別貸付け」のみ申し込むことができます。ただし、組合員期間が、申し込みをする月を含めて6か月以上あることが必要です。

Q 「特別貸付け」は「一般貸付け」とは違うのですか。

A はい。特別貸付けは、給料月額10分の3に、残りの任期月数を乗じて得た額を上限に、任期が終了するまでを回数限度として申し込むことができる貸付けです。

なお、残りの任期月数は、「辞令の写し」で確認させていただきます。



被扶養者に関するQ & A

共済組合の被扶養者に関するよくある質問にお答えします！

Q1 配偶者の収入が3か月平均で108,334円を超えました。
どのような手続が必要ですか。

A1 年間の給与見込額が130万円未満であっても、連続する3か月の収入実績をみて、その平均額が108,334円以上となった時点で、3か月目の給料日の翌日で認定取消しになります。**被扶養者の認定取消しの申告を行い、「被扶養者証」を返却してください。**

60歳未満の配偶者については、収入超過により国民年金第3号被保険者に該当しなくなるので「国民年金第3号被保険者関係届」の添付も必要です。

毎月の収入確認が
大切だね！



Q2 配偶者が確定申告を行いました。所得限度額の130万円を超えているかは、どのように確認したら良いですか。

A2 所得額は、総収入額から当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除して算出します。必要経費は所得税法上の必要経費がそのまま認められるわけではなく、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等が控除できません。

控除できる経費を差し引いた結果が130万円以上のとき、確定申告を行った日をもって、認定取消しとなります。**被扶養者の認定取消しの申告を行い、「被扶養者証」を返却してください。**

確定申告をした時は
注意しないとね！



Q3 配偶者が退職して会社の健康保険がなくなりました。
被扶養者としての認定は可能ですか。

A3 **退職後、被扶養者の認定要件を満たしていれば、共済組合の被扶養者として認定することができます。**必要に応じて認定の申告をしてください。

退職後31日以上を経過して届け出た場合、届出日からの認定になります。この場合、退職日の翌日から認定することができなくなりますので、速やかに手続を行ってください。

また、60歳未満の配偶者については、**共済組合への認定手続の際に「国民年金第3号被保険者関係届」を併せて提出してください。**

※日額3,612円以上の雇用保険（失業給付）の受給期間中は共済組合の被扶養者として認定されません。給付制限期間は認定可能です。

被扶養者の手続は
できるだけ
早くしよう！



60歳以上の方の所得限度額の条件が変更されます！

令和5年4月1日から、被扶養者の認定要件の一つである「所得限度額」の条件が一部改正されます。現行では、60歳以上で公的年金を受給されている方は、年額180万円未満かつ月額15万円未満であることが条件でしたが、改正後は、公的年金を受給されていない60歳以上の方もその条件の対象となる予定です。

